

= お知らせ =

春の全国交通安全運動の実施について

4月6日（月）から15日（水）までの10日間「春の全国交通安全運動」が実施されます。各事業場におかれましても交通事故防止の徹底が図られますよう、ご協力をお願いします。

期 間 4月6日（月）～15日（水）
※交通事故死ゼロを目指す日 4月10日（金）

全国交通安全運動の重点項目

- (1) 子どもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践
- (2) 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進
- (3) 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底
- (4) 飲酒運転の根絶（山梨県重点）

指定自動車整備事業におけるフィルム類が装着された自動車の取扱いに係る留意事項について

標記について、国土交通省から事務連絡がありましたのでお知らせします。

近年、一部の指定自動車整備事業者において、前面ガラス及び側面ガラスにフィルム類が装着された自動車の点検整備等にあたり、可視光線透過率測定器による可視光線透過率の計測を行っていないにも関わらず、保安基準に適合していないおそれがあると説明して自動車ユーザーにフィルム類の剝離を指示する事案が発生しているとの情報が寄せられています。また、指定自動車整備事業者による当該測定機の取扱い方法が十分に理解されていないことにより、本来であれば保安基準に適合するものが不適合と判断される事例も発生しているとのことです。つきましては、フィルム類が装着された自動車の取扱いにあっては、下記の事項について再確認をお願いします。

1. 自動車ユーザー保護の観点からの留意事項

- ・自動車ユーザーに対してフィルム類を剝がす必要がある旨の説明を行う際には、可視光線透過率の計測を行い、計測結果を用いて丁寧かつ明確に説明すること。
- ・自社で計測ができない場合にあっては、当該フィルム類が装着された状態では自社で保安基準適合性の判断ができない旨とその理由を自動車ユーザーに対し丁寧かつ明確に説明すること。

2. 計測器の適切な取扱いに関する留意事項

- ・測定器の取扱説明書等に基づき、正しい手順で計測すること。
- ・計測前には必ず当該機器の校正手順に基づき校正を実施し、精度が確保された状態で計測すること。

※ 詳しくは、自動車整備振興会ホームページ・トップページ、お知らせ欄「指定自動車整備事業におけるフィルム類の装着された自動車の取扱いに係る留意事項について」をご確認ください。

自動車整備事業に関するオンライン申請について

国土交通省より自動車整備事業に関するオンライン申請について、プレスリリースが行われたのでお知らせします。



令和8年3月24日
物流・自動車局
自動車整備課

自動車整備事業関連手続きについてもオンライン申請を開始します！ ～いつでもどこからでも申請可能に～

政府が推進するデジタル社会の実現に向けた重点計画等に基づき、国土交通省では各種行政手続きのオンライン化を進めています。自動車整備事業分野においても、自動車運送事業に続き、オンライン化を推進しています。
このたび令和8年4月1日より、これまで窓口または郵送で行っていた11の手続きについて、オンラインによる申請・届出も可能となります。

1. 対象手続きと利用開始時期

令和8年4月1日より、以下の11手続きがオンライン申請に対応します。

【自動車特定整備事業関係】

新規申請 / 変更届出・変更申請 / 廃止届出 / 整備主任者の選任届出・変更届出

【指定自動車整備事業関係】

新規申請 / 変更届出・変更申請 / 廃止届出 / 自動車検査員の選任届出・変更届出

【優良自動車整備事業関係】

新規申請 / 変更届出 / 辞退等届出

2. オンライン申請の利用方法

対象手続きは、国土交通省ウェブサイト内の以下ページをご参照の上、e-Govを通じてオンライン申請が可能です。

■国土交通省 物流・自動車局ウェブサイト

e-Gov オンライン申請（自動車事業関連手続き）

URL: https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk9_000058.html

（右記二次元コードからもアクセス可能です）



ウェブサイト内には、オンライン申請マニュアルや、説明用の動画等を掲載しておりますので、申請の際にご活用ください。

<問い合わせ先>

物流・自動車局 自動車整備課 富岡、佐々木

代表 03-5253-8111（内線 42423） 直通 03-5253-8599

※ 詳しくは、自動車整備振興会ホームページ・トップページ、お知らせ欄「自動車整備事業に関するオンライン申請について」をご確認ください。

軽自動車検査協会からのお知らせ

申請手数料のご案内

令和8年4月1日現在

申請の種類	申請手数料
●新規検査 (新たに自動車を使用するときに受ける検査)	1両につき
完成検査終了証の提出がある自動車（OSS申請）	2,100円 ※
完成検査終了証の提出がある自動車	2,400円 ※
自動車検査証返納証明書とともに保安基準適合証の提出がある自動車	2,000円 ※
限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出がある自動車	2,000円 ※
限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出がない自動車に限る）（持込検査）	2,100円 ※
その他の自動車（持込検査）	2,800円 ※
●継続検査 (自動車検査証の有効期間が満了した後も引き続きその自動車を使用するときに受ける検査)	1両につき
保安基準適合証の提出がある自動車（OSS申請）	1,850円 ※
保安基準適合証の提出がある自動車	2,100円 ※
限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出がある自動車	1,900円 ※
限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出がない自動車に限る）（持込検査）	2,100円 ※
その他の自動車（持込検査）	2,500円 ※
●構造等変更検査 (自動車の長さ、幅、高さ、最大積載量、乗車定員、用途等に変更が生じたときに受ける検査)	1両につき
	2,800円 ※
●予備検査 (販売店等が商品自動車について、使用者が決まる前に受けることのできる検査)	1両につき
自動車検査証返納証明書とともに保安基準適合証の提出がある自動車	2,000円 ※
限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出がある自動車	2,000円 ※
限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出がない自動車に限る）（持込検査）	2,100円 ※
その他の自動車（持込検査）	2,800円 ※
●自動車検査証の記録事項変更 (自動車の使用者の住所、氏名等自動車検査証の記録事項に変更があったときに行う手続き)	無 料
●自動車検査証、検査標章、自動車予備検査証、限定自動車検査証の再交付 (紛失、毀損、識別困難となった場合に行う手続き)	1件につき
自動車検査証	450円
検査標章（ステッカー）、自動車予備検査証、限定自動車検査証	400円
●自動車検査証返納 (自動車の使用を一時中止するときに行う手続き)	1件につき
自動車検査証返納証明書の交付を受ける場合	450円
●解体届出 (自動車をスクラップ（解体）したときに行う手続き)	無 料
●重量税還付申請 (自動車をスクラップ（解体）したときに車検残存期間が残っている場合に受けることができる手続き)	無 料
●輸出予定届出証明書交付申請 (自動車を輸出しようとするときに行う手続き)	1両につき
輸出予定届出証明書の交付	500円
●輸出予定届出証明書返納届出 (輸出予定届出証明書の交付を受けた自動車が出発できなかったときに行う手続き)	無 料
●自動車検査証返納後の所有者変更記録申請 (自動車検査証を返納した自動車について所有者の変更があったときに行うことができる手続き)	無 料
●検査記録事項等証明書交付請求 (所有者が検査記録ファイルに記録されている内容の証明を受ける場合及び過去の履歴の証明を受ける場合に行う手続き)	1件につき
現在記録ファイルに記録されている事項のみに係るもの	400円
現在記録ファイル及び保存記録ファイルに記録されている事項に係るもの（二枚目以降一枚ごと）	1,200円 (400円)
●再輸入見込届出 (本邦と外国との間を往来する活魚運搬車等について、あらかじめ行う手続き)	無 料

※検査に係る手数料には技術情報管理手数料400円が含まれています。